

(参考 1 : 保育所入所待機児童の定義)

調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものを把握。

(注 1)

保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 27 条に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。

(注 2)

広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注 3)

付近に保育所がない等やむを得ない事由により、保育所以外の場で適切な保育を行うために実施している、

- ① 国庫補助事業による家庭的保育事業、特定保育で保育されている児童
- ② 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室※・家庭的保育事業に類するもの）において保育されている児童
- ③ 国又は地方公共団体よりその運営に要する費用について補助を受けている認定こども園のうち、幼稚園型又は地方裁量型の保育所機能部分で保育されている児童（②の地方公共団体における単独保育施策分を除く。）

については、本調査の待機児童数には含めないこと。

※いわゆる保育室とは

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条第 1 項ただし書の適切な保護を行うため、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設をいう。

(注 4)

いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5)

保育所に現在入所しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6)

産休・育休明けの入所希望として事前に入所申込が出ているような、入所予約(入所希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7)

他に入所可能な保育所※がある(保育所における特定保育事業含む)にも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に入所可能な保育所とは、

- (1) 開所時間が保護者の需要に込えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)